

資 料	1
-----	---

令和七年第四回区議会定例会提出予定議案（件名）

△ 予 算 ∇ 一 件

○ 令和七年度中央区一般会計補正予算

△ 条 例 ∇ 九 件

○ 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例

○ 中央区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○ 中央区事務手数料条例の一部を改正する条例

○ 中央区印鑑条例の一部を改正する条例

○ 中央区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

○ 中央区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

○ 中央区自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

○ 中央区立公衆便所条例の一部を改正する条例

○ 中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

△ 契 約 ∇ 二 件

○ 中央区役所本庁舎照明設備改修工事請負契約

- 特別養護老人ホームマイホームはるみ等複合施設照明設備改修工事請負契約

△その他▽ 三件

- 指定管理者の指定について（区立中央会館）
- 指定管理者の指定について（区立総合スポーツセンター等体育施設）
- 指定管理者の指定について（区立月島運動場）

△報告▽ 一件

- 和解に関する専決処分の報告について

追加が予定される議案

△条例▽ 一件

- 中央区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

△人事▽ 二件

- 中央区副区長の選任同意について
- 中央区教育委員会委員の任命同意について

令和7年度 中央区一般会計 11月補正予算計上額総括表

歳 入			
款	補正前の額	補正額	計
1 特 別 区 税	40,378,471		40,378,471
2 地 方 譲 与 税	398,000		398,000
3 利 子 割 交 付 金	396,000		396,000
4 配 当 割 交 付 金	879,000		879,000
5 株式等譲渡所得割交付金	854,000		854,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	11,040,000		11,040,000
7 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1		1
8 環 境 性 能 割 交 付 金	157,000		157,000
9 地 方 特 例 交 付 金	104,000		104,000
10 特 別 区 交 付 金	24,000,000		24,000,000
11 交通安全対策特別交付金	26,000		26,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	491,013		491,013
13 使 用 料 及 び 手 数 料	10,808,894		10,808,894
14 国 庫 支 出 金	34,300,895		34,300,895
15 都 支 出 金	14,322,694		14,322,694
16 財 産 収 入	1,342,107		1,342,107
17 寄 附 金	174,559		174,559
18 繰 入 金	15,557,512	△ 91,156	15,466,356
19 繰 越 金	1,149,652	9,100	1,158,752
20 諸 収 入	6,680,216		6,680,216
21 特 別 区 債	699,000		699,000
合 計	163,759,014	△ 82,056	163,676,958

△ 予 算 √ 一 件

令和七年第四回区議会定例会提出予定議案（説明）

歳 出			
款	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費	684,912		684,912
2 企 画 費	8,176,457		8,176,457
3 総 務 費	8,192,563		8,192,563
4 区 民 費	14,945,301		14,945,301
5 福 祉 保 健 費	51,287,056		51,287,056
6 環 境 土 木 費	11,813,094	△ 82,056	11,731,038
7 都 市 整 備 費	34,585,904		34,585,904
8 教 育 費	21,491,546		21,491,546
9 公 債 費	1,826,070		1,826,070
10 諸 支 出 金	10,606,111		10,606,111
11 予 備 費	150,000		150,000
合 計	163,759,014	△ 82,056	163,676,958

繰越明許費

《追加》

款	項	事業名	金額
5 福祉保健費	2 児童福祉費	築地児童館の改修	千円 344,326
		民間学童クラブに対する助成	26,175
6 環境土木費	2 土木費	日本橋船着場の移転整備	8,000
		公園・児童遊園の改修	60,700
7 都市整備費	1 都市整備費	築地住宅の改修	157,204
合 計			596,405

債務負担行為

《追加》

事項	期間	限度額
豊海区民館の改築	令和8年度	千円 320,650
日本橋船着場の移転整備	令和8年度	34,731
築地川公園多目的広場の改修	令和8年度	91,156

△ 条 例 ▽ 九 件

○ 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

個人番号を利用することができる事務を次のとおり追加するものである。

（公布の日から施行）

事 務	
大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する事務	特定個人情報 国民健康保険給付の支給に関する情報

○ 中央区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり職員に支給する通勤手当の支給限度額の引上げ等をするものである。

（令和八年四月一日施行）

一 通勤手当の支給限度額を次のとおり引き上げるものである。

変 更 後	変 更 前
在来線運賃等相当額及び新幹線鉄道等の特別料金等相当額の合算額につき、月額十五万円	在来線運賃等相当額につき、月額五万五千円（新幹線鉄道等の特別料金を負担することを常例とする者の通勤手当にあっては、新幹線鉄道等の特別料金等の二

— 分の一相当額（上限 月額二万円）を合算した額 —

二 新幹線鉄道等に係る通勤手当の支給要件を次のとおり緩和するものである。

変 更 後	変 更 前
一 勤務地の変更を伴う異動等により起因して通勤経路を変更し、当該異動等直前の住居から通勤する場合 二 新規採用され、当該採用直前の住居から通勤する場合 三 一及び二の場合との均衡上必要があると認められるものである場合	一 勤務地の変更を伴う異動等により起因して通勤経路を変更し、当該異動等直前の住居から通勤する場合 二 一の場合との均衡上必要があると認められるものである場合

三 通勤手当に関し必要な事項を区規則（現行 特別区人事委員会規則）で定めることとするほか、規定を整備するものである。

○ 中央区事務手数料条例の一部を改正する条例

一 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）の施行により、引用する関係法律の題名が改められること等に伴い、規定を整備するものである。
（令和八年四月一日施行）

二 建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百十号）の施行により、引用する条

項に項ずれが生じたことに伴い、規定を整備するものである。

（公布の日から施行）

○ 中央区印鑑条例の一部を改正する条例

一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行等に伴い、印鑑として登録できる事項に住民基本台帳に記載されている振り仮名を追加するとともに、登録された印影に係る印鑑登録原票の調製方法について、磁気ディスク（現行 紙）に変更するものである。

（公布の日から施行）

二 印鑑登録証を亡失した場合において、印鑑登録を廃止するときは、廃止手続における印鑑登録証の添付を省略するとともに、登録申請における本人確認に係る保証人要件の緩和等をするものである。

（公布の日から施行）

○ 中央区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

一 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和七年内閣府令第八十号）の施行により、引用する関係法律の条項に項ずれが生じたことに伴い、規定を整備するものである。

（公布の日から施行）

二 改正する条例

（一） 中央区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例

（二） 中央区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

- (三) 中央区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例
- (四) 中央区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

○ 中央区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第八十二号）の施行に伴い、乳幼児に対し母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）に基づく健康診査が行われた場合であつて、当該診査が利用開始時の健康診断等に相当すると認められるときは、家庭的保育事業者等は当該診査の結果を把握すること、利用開始時の健康診断等を省略できるようにするものである。

（公布の日から施行）

○ 中央区自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

- 一 次のとおり新たに駐輪場を設置するものである。（区規則で定める日から施行）

名 称	位 置
中央区立八重洲一丁目地下駐輪場	東京都中央区八重洲一丁目六番一号

- 二 現に放置禁止区域内に自転車が放置されていることをもって当該自転車を撤去できることを明確化するものである。（公布の日から施行）

○ 中央区立公衆便所条例の一部を改正する条例

日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業の施行に伴い、区立海運橋際公衆便所を廃止する

ものである。

(区規則で定める日から施行)

○ 中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり幼稚園教育職員に支給する通勤手当の支給限度額の引上げ等をするものである。

(令和八年四月一日施行)

一 通勤手当の支給限度額を次のとおり引き上げるものである。

変更後	変更前
在来線運賃等相当額及び新幹線鉄道等の特別料金等相当額の合算額につき、月額十五万円	在来線運賃等相当額につき、月額五万五千元(新幹線鉄道等の特別料金等を負担することを常例とする者の通勤手当にあつては、新幹線鉄道等の特別料金等の二分の一相当額(上限 月額二万円)を合算した額)

二 新幹線鉄道等に係る通勤手当の支給要件を次のとおり緩和するものである。

変更後	変更前
一 勤務地の変更を伴う異動等に起因して通勤経路を変更し、当該異動等直前の住居から通勤する場合 二 新規採用され、当該採用直前の住居から通勤する場合	一 勤務地の変更を伴う異動等に起因して通勤経路を変更し、当該異動等直前の住居から通勤する場合 二 一の場合との均衡上必要があると認められるものである場合

三 一及び二の場合との均衡上必要があると認められるものである場合

三 通勤手当に関し必要な事項を教育委員会規則（現行 特別区人事委員会規則）で定めることとするものである。

△ 契 約 ∨ 二 件

○ 中央区役所本庁舎照明設備改修工事請負契約

・ 契約金額 四億六千四百二十万円

・ 契約の相手方 東京都中央区湊一丁目十四番十五号

大栄電気株式会社

代表取締役 前 場 武 志

○ 特別養護老人ホームマイホームはるみ等複合施設照明設備改修工事請負契約

・ 契約金額 四億四千四百四十万円

・ 契約の相手方 東京都中央区日本橋本町一丁目四番十二号

浅海電気株式会社 東京本店

常務取締役本店長 蓮 見 志 信

△ その他 ∨ 三 件

○ 指定管理者の指定について

区立中央会館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項及び中央区立中央会館条例（昭和四十八年十月中央区条例第二十一号）第十八条第三項の規定により、議会の議決を求めるものである。

一 施設の名称

中央区立中央会館

二 指定管理者となる団体

東京都中央区明石町二番一号

松屋^{まつや}グループ・オーエンス共同体（構成団体 株式会社アターブル松屋^{まつや}、株式会社シービーケー及び株式会社オーエンス）

代表者 株式会社アターブル松屋^{まつや}

代表取締役 寺^{てら}輪^わ 佳^{よし}輝^{てる}

三 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

○ 指定管理者の指定について

区立総合スポーツセンター、区立浜町運動場及び区立月島スポーツプラザの指定管理者を指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項、中央区立総合スポーツセンターの管理運営に関する条例（昭和四十二年三月中央区条例第四号）第十九条第三項、中央区立運動場等の管理運営に関する条例（昭和四十九年四月中央区条例第五号）第十六条第四項及び中央区立月島スポーツ

ツプラザ条例（平成二年十二月中央区条例第二十七号）第二十条第三項の規定により、議会の議決を求めるものである。

一 施設の名称

中央区立総合スポーツセンター

中央区立浜町運動場

中央区立月島スポーツプラザ

二 指定管理者となる団体

東京都品川区東品川四丁目十番一号

中央区スポーツ未来創造^{みらいそうぞう}パートナーズ（構成団体 コナミスポーツ株式会社、イオンディ

ライト株式会社及び伊藤忠^{いとうちゆう}アーバンコミュニティ株式会社）

代表者 コナミスポーツ株式会社

代表取締役 室^{むろ}田^た健^{たけ}志^し

三 指定の期間

令和八年四月一日から令和十年三月三十一日まで

○ 指定管理者の指定について

区立月島運動場の指定管理者を指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項及び中央区立運動場等の管理運営に関する条例第十六条第四項の規定により、議会の議決を求めるものである。

一 施設の名称

中央区立月島運動場

二 指定管理者となる団体

東京都中央区築地二丁目十四番三号N I T築地ビル

タフカ株式会社

代表取締役 田^た邊^な 範^の樹^り
樹^き

三 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

△ 報 告 ▽ 一件

○ 和解に関する専決処分^の報告について

「損害賠償の額の決定および和解に関する区長の専決処分について」（昭和三十七年三月中央区議会議決）に基づき、次のとおり和解契約の締結を専決処分したので、地方自治法第百八十条第二項の規定により議会に報告するものである。

一 締結年月日

令和七年十月二十二日

二 和解の内容

（一） 本区及び相手方は、本件事故に基づく物的損害について互いに賠償請求しないこととし、それぞれの損害は自らの負担とする。

（二） 本区及び相手方は、本区と相手方との間には本和解によるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(三) 相手方は、和解契約の締結後、十営業日以内に本件事故に係る損害賠償請求の訴えを取り下げる。

三 和解の相手方

東京都江戸川区北葛西二丁目七番四号

株式会社インパクト

代表取締役 磯^い野^の 昭^あ夫^{きお}

四 事件の概要

令和五年九月二十日午後四時十分頃、東京都中央区日本橋浜町二丁目三十一番先において、和解の相手方の所有する車両が本区の間理する街路樹に接触し、当該車両と街路樹が損傷したことに関し、その損害賠償について和解したものである。